

平成27年度司法書士試験において適用される法令によりますと、正誤に変更が生じる問題が発生いたしましたので、ここに訂正させていただきます。

該当頁	箇所	改正前	改正後
p142	エの解説	エ 誤り。委員会設置会社において、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定は、監査委員会が行う(会社404Ⅱ②)。しかし、監査役会設置会社において、当該事項に関する議案の内容の決定は、監査役会が行うことはできない(会社344参照)。	エ 正しい。指名委員会等設置会社において、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定は、監査委員会が行う(会社404Ⅱ②)。また、監査役会設置会社においても、当該事項に関する議案の内容の決定は、監査役会が行う(会社344Ⅲ、Ⅰ)。

したがって、この改正により正しい記述はア、エ、オとなり、正解は2及び5の複数解となった。

p460	ウの解説	ウ 正しい。株式会社の代表取締役等、内国会社の代表者のうち、少なくとも1人は、日本に住所を有していなければならない(昭59.9.26民四4974号回答)。したがって、代表取締役のうち少なくとも1名が日本に住所を有していなければ、本記述の登記を申請することができない。	ウ 誤り 株式会社の代表取締役等、内国会社の代表者のうち、少なくとも1人は、日本に住所を有していなければならない(昭59.9.26民四4974号回答)との取扱いは撤回された(平27.3.16民商29号依命通知)。したがって、代表取締役のうち少なくとも1名が日本に住所を有していなくても、本記述の登記を申請することができる。
------	------	---	---

したがって、この改正により正しい記述はアのみとなり、問題が成立しなくなった。